

令和2年3月6日

令和2年第1回神奈川県議会定例会

## 厚生常任委員会資料

(令和2年2月26日付託分)

### 附属資料

健康医療局

## 目 次

ページ

1	魚介類行商等に関する条例 新旧対照表 .....	1
2	事務処理の特例に関する条例 新旧対照表 .....	2
3	神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例関連の新旧対照表 .....	8
4	神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 新旧対照表 .....	11
5	小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例 新旧対照表 .....	13
6	食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例関連の新旧対照表 .....	16

1 魚介類行商等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第42号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(営業の許可) 第3条 (略) 2～4 (略) 5 第1項の許可の有効期間は、<u>次の各号に掲げる営業の区分に応じ、当該各号に定める日までの期間</u>（許可を受けようとする者が、<u>当該期間未満の期間</u>を付して申請する場合は、その期間を超えない期間）で別に知事が定める。 (1) <u>魚介類行商、魚介類加工業（魚介類を食品に加工するものを除く。）及び発酵乳等販売業</u> 令和3年11月30日 (2) <u>魚介類加工業（魚介類を食品に加工するものに限る。）</u> 令和6年5月31日</p>	<p>(営業の許可) 第3条 (略) 2～4 (略) 5 第1項の許可の有効期間は、<u>5年を下らない期間</u>（許可を受けようとする者が、<u>5年未満の期間</u>を付して申請する場合は、その期間を超えない期間）で別に知事が定める。</p>

2 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表

改 正		現 行	
第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）		第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）	
1～59（略）	（略）	1～59（略）	（略）
<p>59の2 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下この項において「省令」という。）及び神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年神奈川県条例第35号。以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1)～(9)（略）</p> <p>(10) 法第16条第1項（<u>法第24条の4第1項</u>において準用する場合を含む。）の規定により、廃業等の届出を受理すること。</p> <p>(11)・(12)（略）</p> <p>(13) <u>法第21条の5第2項の規定により、動物の種類ごとの数等の届出を受理すること。</u></p> <p>(14)（略） <u>（削除）</u></p> <p>(15) 法第22条の6 _____ の規定により、犬猫等販売業者に対し、獣医師による検案を受け、検案書等を提出すべきことを命ずること。</p> <p>(16) 法第23条第1項（<u>法第24条の4第1項</u>において準用する場合を含む。）の規定により、第一種動物取扱業者（<u>同項</u>において準用す</p>	（略）	<p>59の2 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下この項において「省令」という。）及び神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年神奈川県条例第35号。以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1)～(9)（略）</p> <p>(10) 法第16条第1項（<u>法第24条の4</u>において準用する場合を含む。）の規定により、廃業等の届出を受理すること。</p> <p>(11)・(12)（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(13)（略）</p> <p>(14) <u>法第22条の6第2項の規定により、犬猫等の種類ごとの数等の届出を受理すること。</u></p> <p>(15) <u>法第22条の6第3項</u>の規定により、犬猫等販売業者に対し、獣医師による検案を受け、検案書等を提出すべきことを命ずること。</p> <p>(16) 法第23条第1項（<u>法第24条の4</u> _____ において準用する場合を含む。）の規定により、第一種動物取扱業者（<u>同条</u>において準用す</p>	（略）

改 正	現 行
<p>る場合にあつては、第二種動物取扱業者。<u>(20)</u>において同じ。) に対し、動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告すること。</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) <u>法第23条第3項(法第24条の4第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定により、<u>法第23条第1項(法第24条の4第1項において準用する場合を含む。)</u>又は第2項の規定による<u>勧告を受けた者がその勧告に従わなかつた旨を公表すること。</u></p> <p>(19) <u>法第23条第4項(法第24条の4第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定により、<u>法第23条第1項(法第24条の4第1項において準用する場合を含む。)</u>又は第2項の規定による勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(20) <u>法第24条第1項(法第24条の4第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定により、第一種動物取扱業者に対し、必要な事項に関し報告を求め、及び職員に第一種動物取扱業者の事業所等に立ち入り、飼養施設等を検査させること。</p> <p>(21) <u>法第24条の2第1項の規定により、第一種動物取扱業者であつた者に対し、動物の不適正な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されること等を防止するため必要な勧告をする</u></p>	<p>る場合にあつては、第二種動物取扱業者。<u>(18)</u>において同じ。) に対し、動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告すること。</p> <p>(17) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(18) <u>法第23条第3項(法第24条の4 _____において準用する場合を含む。)</u>の規定により、<u>法第23条第1項(法第24条の4 _____において準用する場合を含む。)</u>又は第2項の規定による勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(19) <u>法第24条第1項(法第24条の4 _____において準用する場合を含む。)</u>の規定により、第一種動物取扱業者に対し、必要な事項に関し報告を求め、及び職員に第一種動物取扱業者の事業所等に立ち入り、飼養施設等を検査させること。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正		現 行	
<p><u>こと。</u></p> <p>(22) <u>法第24条の2第2項の規定により、同条第1項の規定による勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</u></p> <p>(23) <u>法第24条の2第3項の規定により、第一種動物取扱業者であった者に対し、必要な事項に関し報告を求め、及び職員に第一種動物取扱業者であった者の飼養施設を設置する場所等に立ち入り、飼養施設等を検査させること。</u></p> <p>(24) <u>法第24条の2の2の規定により、第二種動物取扱業の届出を受理すること。</u></p> <p>(25)～(50) (略)</p> <p>(51) <u>条例第9条の規定により、同条において定めるものを法第21条第2項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）に規定する基準として、(16)に掲げる事務を処理すること。</u></p>		<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(20) <u>法第24条の2</u>の規定により、第二種動物取扱業の届出を受理すること。</p> <p>(21)～(46) (略)</p> <p>(47) <u>条例第9条の規定により、同条において定めるものを法第21条第2項（法第24条の4</u>において準用する場合を含む。）に規定する基準として、(16)に掲げる事務を処理すること。</p>	
<p>59の3 動物の愛護及び管理に関する法律（以下この項において「法」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) <u>法第25条第1項の規定により、必要な指導及び助言をすること。</u></p> <p>(2) <u>法第25条第2項の規定により、必要な措置をとるべきことを勧告すること。</u></p> <p>(3) <u>法第25条第3項の規定により、その勧告に係る措</u></p>	(略)	<p>59の3 動物の愛護及び管理に関する法律（以下この項において「法」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(1) <u>法第25条第1項の規定により、必要な措置をとるべきことを勧告すること。</u></p> <p>(2) <u>法第25条第2項の規定により、その勧告に係る措</u></p>	(略)

改 正		現 行	
<p>置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(4) 法第25条第4項の規定により、必要な措置をとるべきことを命じ、及び勧告すること。</p> <p>(5) 法第25条第5項の規定により、必要な事項に関し報告を求め、及び職員に動物の飼養又は保管に係のある場所に立ち入り、飼養施設等进行检查させること。</p> <p>(6) (略)</p>		<p>置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(3) 法第25条第3項の規定により、必要な措置をとるべきことを命じ、及び勧告すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(4) (略)</p>	
60～103 (略)	(略)	60～103 (略)	(略)
<p>104 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1)～(24) (略)</p>	<p>横浜市、川崎市及び相模原市を除く市町村（横須賀市にあっては左欄(4)、(5)及び(23)に掲げる事務並びに左欄(10)及び(13)に掲げる事務のうち条例第10条第1項及び第3項の規定により引き取った動物に係るものを除き、藤沢市及び茅ヶ崎市にあっては左欄(1)から(7)まで、(9)から(13)まで及び(15)から(24)までに掲げる事務（左欄(9)に掲げる事務にあっては法第35条第</p>	<p>104 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1)～(24) (略)</p>	<p>横浜市、川崎市及び相模原市を除く市町村（横須賀市にあっては左欄(4)及び(5)に掲げる事務並びに左欄(10)及び(13)に掲げる事務のうち条例第10条第1項及び第3項の規定により引き取った動物に係るものを除き、藤沢市及び茅ヶ崎市にあっては左欄(1)から(7)まで、(9)から(13)まで及び(15)から(24)までに掲げる事務（左欄(9)に掲げる事務にあっては法第35条第</p>

改 正		現 行	
	<p>3項の規定により引き取った犬及び猫、法第36条第2項の規定により収容した負傷動物等並びに条例第10条第3項の規定により引き取った規則で定める動物に係るもの限り、左欄(10)に掲げる事務にあつては法第36条第2項の規定により収容した負傷動物等及び動物の死体に係るもの限り、左欄(13)に掲げる事務にあつては法第36条第2項の規定により収容した負傷動物等に係るもの限り、左欄(15)に掲げる事務にあつては第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者からの届出並びに特定動物に係るものを除き、左欄(16)、(21)及び(22)に掲げる事務にあつ</p>		<p>3項の規定により引き取った犬及び猫、法第36条第2項の規定により収容した負傷動物等並びに条例第10条第3項の規定により引き取った規則で定める動物に係るもの限り、左欄(10)に掲げる事務にあつては法第36条第2項の規定により収容した負傷動物等及び動物の死体に係るもの限り、左欄(13)に掲げる事務にあつては法第36条第2項の規定により収容した負傷動物等に係るもの限り、左欄(15)に掲げる事務にあつては第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者からの届出並びに特定動物に係るものを除き、左欄(16)、(21)及び(22)に掲げる事務にあつ</p>



改 正		現 行	
	ては第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者並びに特定動物に係るものを除き、左欄(17)から(19)までに掲げる事務にあつては第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者に係るものを除く。)に限り、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市以外の市町村にあつては左欄(10)に掲げる事務のうち、法第36条第2項の規定により収容した動物の死体に係るものに限る。)		ては第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者並びに特定動物に係るものを除き、左欄(17)から(19)までに掲げる事務にあつては第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者に係るものを除く。)に限り、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市以外の市町村にあつては左欄(10)に掲げる事務のうち、法第36条第2項の規定により収容した動物の死体に係るものに限る。)
105～160 (略)	(略)	105～160 (略)	(略)

3 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例関連の新旧対照表

神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年神奈川県条例第35号）新旧対照表

改 正			現 行		
<p>(飼養者の遵守事項)</p> <p>第7条 飼養者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 餌及び水を適正に与えること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 動物（法第25条の2に規定する特定動物（以下「特定動物」という。）を除く。以下この号において同じ。）が繁殖して、自らが飼養すること又は新たな飼養者を見つけることが困難と認められる場合は、当該動物に避妊又は去勢手術等の措置を講じること。</p> <p>第9条 法第12条第1項第4号に規定する第一種動物取扱業者及び法第24条の3第1項に規定する第二種動物取扱業者は、法第21条第1項及び法第24条の4第1項において準用する法第21条第1項に規定する基準のほか、別表第1に定める基準を遵守しなければならない。</p> <p>(動物愛護管理監視員)</p> <p>第20条 知事は、法第37条の3第1項の規定による動物の愛護及び管理に関する事務又は前条の規定による立入検査等その他の動物の愛護及び管理に関する監視及び指導を行わせるため、動物愛護管理監視員を置く。</p> <p>2 動物愛護管理監視員は、職員のうちから獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する者をもって充て、知事が任命する。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、動物愛護管理監視員の資格その他動物愛護管理監視員に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>4 動物愛護管理監視員は、第1項に規定する事務又は立入検査等を行う場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>別表第2（第22条関係）</p>			<p>(飼養者の遵守事項)</p> <p>第7条 飼養者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) えさ及び水を適正に与えること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 動物（法第26条第1項に規定する特定動物（以下「特定動物」という。）を除く。以下この号において同じ。）が繁殖して、自らが飼養すること又は新たな飼養者を見つけることが困難と認められる場合は、当該動物に避妊又は去勢手術等の措置を講じること。</p> <p>第9条 法第12条第1項第4号に規定する第一種動物取扱業者及び法第24条の3第1項に規定する第二種動物取扱業者は、法第21条第1項及び法第24条の4において準用する同項に規定する基準のほか、別表第1に定める基準を遵守しなければならない。</p> <p>(動物愛護監視員)</p> <p>第20条 知事は、法第34条第1項の規定による動物の愛護及び管理に関する事務又は前条の規定による立入検査等その他の動物の愛護及び管理に関する監視及び指導を行わせるため、動物愛護監視員を置く。</p> <p>2 動物愛護監視員は、職員のうちから獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する者をもって充て、知事が任命する。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、動物愛護監視員の資格その他動物愛護監視員に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>4 動物愛護監視員は、第1項に規定する事務又は立入検査等を行う場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>別表第2（第22条関係）</p>		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1・2 (略)	(略)	(略)	1・2 (略)	(略)	(略)
3 法第14条第1項又は第2項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録事	(略)	(略)	3 法第14条第1項及び第2項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録事	(略)	(略)

改 正			現 行		
項の変更			項の変更		
4～7 (略)	(略)	(略)	4～7 (略)	(略)	(略)
8 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）附則第4条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の法第28条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の変更の許可の申請に対する審査	特定動物の飼養又は保管の旧法許可の変更の許可申請手数料	16,720円	8 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第152号）第3条第2項の規定によりその例によることとされる動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）第1条の規定による改正後の法（以下この項において「新法」という。）第26条第1項又は同令第3条第5項の規定によりその例によることとされる同条第3項の規定により読み替えられた新法第26条第1項の規定に基づく特定動物が交雑することにより生じた動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査	特定動物が交雑することにより生じた動物の飼養又は保管の許可申請手数料	33,390円

事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表

改 正		現 行	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
1～103 (略)	(略)	1～103 (略)	(略)
104 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務 （1）～（22） (略) （23） 条例第20条第2項の規定により、動物愛護管理監視員を任命すること。	(略)	104 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務 （1）～（22） (略) （23） 条例第20条第2項の規定により、動物愛護監視員を任命すること。	(略)

改 正		現 行	
(24) (略)		(24) (略)	
105～160 (略)	(略)	105～160 (略)	(略)

4 神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）新旧対照表

改正	現行
<p>(登録の申請) 第3条 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 (1) (略) (2) <u>第6条第1項第2号</u>に規定する浄化槽管理士の免状の写し (3) <u>第6条第1項第3号</u>に規定する器具の明細を記載した書類 (4) <u>第6条第2項</u>に規定する研修の受講に係る計画（同項において「<u>研修計画</u>」という。）を記載した書類 (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類及び図面</p>	<p>(登録の申請) 第3条 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 (1) (略) (2) <u>第6条第2号</u>に規定する浄化槽管理士の免状の写し (3) <u>第6条第3号</u>に規定する器具の明細を記載した書類 (新規) (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める書類及び図面</p>
<p>(登録の実施等) 第4条 知事は、前条第1項の申請書の提出があつたときは、次条及び第6条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに<u>第6条第1項第2号</u>に規定する浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号並びに登録の年月日及び番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。 2 (略)</p>	<p>(登録の実施等) 第4条 知事は、前条第1項の申請書の提出があつたときは、次条及び第6条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに<u>第6条第2号</u>に規定する浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号並びに登録の年月日及び番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。 2 (略)</p>
<p>第6条 (略) 2 知事は、<u>第3条第1項の申請に係る研修計画の内容が正当な理由なく前項第2号に規定する浄化槽管理士（浄化槽管理士が2人以上あるときは、その全員）にその資質の向上のための研修として規則で定めるものを、当該申請に係る登録の有効期間内に受講させることができないものであると認めるときは、その登録を拒否しなければならない。</u></p>	<p>第6条 (略) (新規)</p>
<p>(変更の届出) 第9条 浄化槽保守点検業者は、<u>第3条第1項第4号</u>に掲げる事項又は<u>第6条第1項第3号</u>に規定する営業所に備える器具に変更があつたときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>(変更の届出) 第9条 浄化槽保守点検業者は、<u>第3条第1項第4号</u>に掲げる事項又は<u>第6条第3号</u>に規定する営業所に備える器具に変更があつたときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。</p>
<p>(登録の取消し等) 第12条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。 (1)・(2) (略) (3) <u>第6条第1項各号の基準のいずれかに適合しなくなつたとき。</u></p>	<p>(登録の取消し等) 第12条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。 (1)・(2) (略) (3) <u>第6条各号の基準のいずれかに適合しなくなつたとき。</u></p>

改 正	現 行
<p><u>(4) 正当な理由なく第6条第2項に規定する期間内に同条第1項第2号に規定する浄化槽管理士に同条第2項に規定する研修を受講させることができないことが明らかになったとき。</u></p> <p><u>(5) 第8条第1項の<u>変更の登録</u>を受けないとき。</u></p> <p><u>(6)・(7) (略)</u></p>	<p>(新規)</p> <p><u>(4) 第8条第1項の<u>登録</u>を受けないとき。</u></p> <p><u>(5)・(6) (略)</u></p>

5 小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成7年神奈川県条例第7号）新旧対照表

改 正	現 行
<p><u>小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例</u></p>	<p><u>小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例</u></p>
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 <u>小規模貯水槽水道</u> (第14条～第16条)</p> <p>第4章～第6章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、小規模水道の布設及び管理並びに<u>小規模貯水槽水道</u>の管理について、環境衛生上必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、もって利用者の健康を保護するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>小規模貯水槽水道</u> 水道事業の用に供する水道、専用水道及び法第3条第7項に規定する簡易専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水を受けるための水槽を有するものをいう。ただし、専ら一戸の住宅に供給するもの及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物に供給するものを除く。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(水質検査)</p> <p>第9条 小規模水道の設置者は、その供給する水について、規則で定めるところにより、<u>毎年1回以上定期に、水質検査を行わなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 <u>小規模貯水槽水道</u></p> <p>(給水開始の届出)</p> <p>第14条 <u>小規模貯水槽水道</u>の設置者は、当該<u>小規模貯水槽水道</u>の給水を開始したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(変更又は廃止の届出)</p> <p>第15条 <u>小規模貯水槽水道</u>の設置者は、前条の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 <u>小規模受水槽水道</u> (第14条～第16条)</p> <p>第4章～第6章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、小規模水道の布設及び管理並びに<u>小規模受水槽水道</u>の管理について、環境衛生上必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、もって利用者の健康を保護するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>小規模受水槽水道</u> 水道事業の用に供する水道、専用水道及び法第3条第7項に規定する簡易専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水を受けるための水槽を有するものをいう。ただし、専ら一戸の住宅に供給するもの及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物に供給するものを除く。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(水質検査)</p> <p>第9条 小規模水道の設置者は、その供給する水について、<u>1年以内ごとに1回</u>、規則で定めるところにより、<u>定期の水質検査を行わなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 <u>小規模受水槽水道</u></p> <p>(給水開始の届出)</p> <p>第14条 <u>小規模受水槽水道</u>の設置者は、当該<u>小規模受水槽水道</u>の給水を開始したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(変更又は廃止の届出)</p> <p>第15条 <u>小規模受水槽水道</u>の設置者は、前条の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出</p>

改 正	現 行
<p>なければならない。<u>小規模貯水槽水道</u>を廃止したときも、同様とする。</p>	<p>なければならない。<u>小規模受水槽水道</u>を廃止したときも、同様とする。</p>
<p>(管理基準等)</p>	<p>(管理基準等)</p>
<p>第16条 <u>小規模貯水槽水道</u>の設置者は、次に掲げる基準に従い、その水道を管理しなければならない。</p>	<p>第16条 <u>小規模受水槽水道</u>の設置者は、次に掲げる基準に従い、その水道を管理しなければならない。</p>
<p>(1) 水槽の清掃を<u>毎年1回以上</u>定期に行うこと。</p>	<p>(1) 水槽の清掃を<u>1年以内ごとに1回</u>、定期に行うこと。</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>(3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他規則で定める事項に関する検査を随時行い、供給する水に異常を認めたときは、規則で定めるところにより水質検査を行うこと。</p>	<p>(3) 給水栓における水の色、濁り、<u>におい</u>、味その他規則で定める事項に関する検査を随時行い、供給する水に異常を認めたときは、規則で定めるところにより水質検査を行うこと。</p>
<p>(4) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>
<p>2 <u>小規模貯水槽水道</u>の設置者は、当該<u>小規模貯水槽水道</u>の管理について、規則で定めるところにより、<u>毎年1回以上</u>定期に、知事の指定する者の検査を受けなければならない。ただし、<u>水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量が8立方メートル以下の小規模貯水槽水道</u>についてはこの限りでない。</p>	<p>2 <u>小規模受水槽水道</u>の設置者は、当該<u>小規模受水槽水道</u>の管理について、規則で定めるところにより、<u>1年以内ごとに1回</u>、知事の指定する者の検査を受けなければならない。ただし、<u>水槽の有効容量が8立方メートル以下の小規模受水槽水道</u>についてはこの限りでない。</p>
<p>3 <u>小規模貯水槽水道</u>の設置者は、前項の規定による検査を受けたときは、これに関する記録を作成し、検査を受けた日から起算して3年間、これを保存しなければならない。</p>	<p>3 <u>小規模受水槽水道</u>の設置者は、前項の規定による検査を受けたときは、これに関する記録を作成し、検査を受けた日から起算して3年間、これを保存しなければならない。</p>
<p>(改善命令等)</p>	<p>(改善命令等)</p>
<p>第17条 (略) 2～4 (略)</p>	<p>第17条 (略) 2～4 (略)</p>
<p>5 知事は、<u>小規模貯水槽水道</u>の管理が前条第1項の規定による管理基準に適合していないと認めるときは、当該<u>小規模貯水槽水道</u>の設置者に対して、期間を定めて、当該<u>小規模貯水槽水道</u>の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。</p>	<p>5 知事は、<u>小規模受水槽水道</u>の管理が第16条第1項の規定による管理基準に適合していないと認めるときは、当該<u>小規模受水槽水道</u>の設置者に対して、期間を定めて、当該<u>小規模受水槽水道</u>の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。</p>
<p>(給水停止命令)</p>	<p>(給水停止命令)</p>
<p>第18条 知事は、<u>小規模水道</u>又は<u>小規模貯水槽水道</u>の設置者が、前条第1項、第4項又は第5項の規定による命令に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の健康を害すると認めるときは、その命令に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。</p>	<p>第18条 知事は、<u>小規模水道</u>又は<u>小規模受水槽水道</u>の設置者が、前条第1項、第4項又は第5項の規定による命令に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の健康を害すると認めるときは、その命令に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。</p>
<p>(報告の徴収及び立入検査)</p>	<p>(報告の徴収及び立入検査)</p>
<p>第19条 (略)</p>	<p>第19条 (略)</p>
<p>2 知事は、<u>小規模貯水槽水道</u>の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、<u>小規模貯水槽水道</u>の設置者から<u>小規模貯水槽水道</u>の管理について必要な報告を求め、又は当該職員をして<u>小規模貯</u></p>	<p>2 知事は、<u>小規模受水槽水道</u>の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、<u>小規模受水槽水道</u>の設置者から<u>小規模受水槽水道</u>の管理について必要な報告を求め、又は当該職員をして<u>小規模受</u></p>



改 正	現 行
<p>水槽水道の用に供する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(地位の承継の届出)</p> <p>第20条 相続、合併、分割、譲渡その他の事由により、小規模水道又は<u>小規模貯水槽水道</u>の所有権その他施設の管理に関する権原を取得し、設置者の地位を承継した者は、当該承継の日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>水槽水道の用に供する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(地位の承継の届出)</p> <p>第20条 相続、合併、分割、譲渡その他の事由により、小規模水道又は<u>小規模受水槽水道</u>の所有権その他施設の管理に関する権原を取得し、設置者の地位を承継した者は、当該承継の日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p>

6 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例関連の新旧対照表

食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（平成12年神奈川県条例第8号）新旧対照表

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この条例は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第51条の規定に基づく営業の施設基準その他食品衛生に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第50条第2項及び第51条の規定に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準及び営業の施設基準その他食品衛生に関し必要な事項を定めるものとする。 (営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準)
(削除)	第2条 営業の施設(自動販売機を利用して行う営業にあつては、自動販売機を設置する場所(以下「設置場所」という。)をいう。以下「施設」という。)の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準は、危害分析・重要管理点方式(食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。)を用いて衛生管理を行う場合にあつては別表第1、危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合にあつては別表第2のとおりとする。
(営業の施設基準) 第2条 飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業であつて、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号。以下「政令」という。)で定めるものの施設基準は、別表第1のとおりとする。ただし、営業の形態、土地の状況等により衛生上支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (営業の報告等) 第3条 (略)	(営業の施設基準) 第3条 飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業であつて、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号。以下「政令」という。)で定めるものの施設基準は、別表第3のとおりとする。ただし、営業の形態、土地の状況等により衛生上支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (営業の報告等) 第4条 (略)
(1)～(6) (略) (7) 食品添加物(食品衛生法(以下「法」という。)第13条第1項の規定により規格が定められたものを除く。)の製造業 (8)～(12) (略) 2～7 (略) 第4条 (略)	(1)～(6) (略) (7) 食品添加物(食品衛生法(以下「法」という。)第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く。)の製造業 (8)～(12) (略) 2～7 (略) 第5条 (略)
(手数料の徴収) 第5条 知事は、別表第2の左欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、1件につきそれぞれ同表の右欄に掲げる額とする。 2 前項の規定にかかわらず、別表第2の左欄中4の項から37の項までに掲げる営業の許可につき、現に営業の許可を受けて当該営業を営んでいる者が、当該営業許可の有効期間(有効期間が5月を超える場合に限り。)満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合の手数料の金額は、それぞれ同表の右欄に掲げる額の半額とする。 3 第1項の規定にかかわらず、別表第2の左欄中4	(手数料の徴収) 第6条 知事は、別表第4の左欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、1件につきそれぞれ同表の右欄に掲げる額とする。 2 前項の規定にかかわらず、別表第4の左欄中4の項から37の項までに掲げる営業の許可につき、現に営業の許可を受けて当該営業を営んでいる者が、当該営業許可の有効期間(有効期間が5月を超える場合に限り。)満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合の手数料の金額は、それぞれ同表の右欄に掲げる額の半額とする。 3 第1項の規定にかかわらず、別表第4の左欄中4

改 正	現 行
<p>の項から37の項までに掲げる営業の許可のうち、営業の許可を受けようとする者が、5月を超えない期間を付して申請する場合の手数料の金額は、それぞれ同表の右欄に掲げる額の半額とする。</p>	<p>の項から37の項までに掲げる営業の許可のうち、営業の許可を受けようとする者が、5月を超えない期間を付して申請する場合の手数料の金額は、それぞれ同表の右欄に掲げる額の半額とする。</p>
<p>(適用除外)</p>	<p>(適用除外)</p>
<p>第6条 第3条及び第4条の規定は、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域においては、適用しない。</p>	<p>第7条 第2条の規定は横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市の区域において、第4条及び第5条の規定は横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域においては、適用しない。</p>
<p>第7条 (略) (削除)</p>	<p>第8条 (略) 別表第1 (第2条関係)</p>
	<p>1 食品衛生責任者</p> <p>(1) 営業者(政令第35条に規定する営業を営む者に限る。以下この項及び別表第2の1の項において同じ。)は、施設又は営業の部門ごとに食品衛生に関する責任者(以下「食品衛生責任者」という。)を置くこと。</p> <p>(2) 営業者は、従事者のうちから食品衛生責任者を定め、又は自ら食品衛生責任者となること。</p> <p>(3) 食品衛生責任者は、食品衛生上の管理運営に当たるものとする。ただし、食品衛生管理者が管理する事項にあつては、この限りでない。</p> <p>(4) 食品衛生責任者は、食品衛生上の管理運営に関し不備又は不適當な事項を発見したときは、営業者にその改善を進言すること。</p> <p>(5) (4)の進言があつたときは、営業者は、速やかに当該事項を検討し、必要な措置を講ずること。</p> <p>(6) 食品衛生責任者は、保健福祉事務所長若しくは藤沢市若しくは茅ヶ崎市が設置する保健所の長又は公共的団体の行う食品衛生に関する講習会を受講すること。</p> <p>2 管理運営要領</p> <p>(1) 営業者は、施設並びに食品、添加物、器具及び容器包装(以下「食品等」という。)の取扱いに係る衛生上の管理運営に関する要領(以下「管理運営要領」という。)を作成し、従事者に周知徹底させること。</p> <p>(2) 営業者は、定期的に管理運営要領を検証し、必要に応じ管理運営要領の変更を行うこと。</p> <p>3 従事者の衛生教育</p> <p>(1) 営業者又は食品衛生責任者は、従事者由来の食中毒病因微生物による汚染が防止され、及び食品等の製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるよう従事者の衛生教育に努めること。</p> <p>(2) 営業者は、保健福祉事務所長、藤沢市又は茅ヶ崎市が設置する保健所の長その他の者が行う食品衛生に関する講習会等に従事者を出席させるよう努めること。</p> <p>4 従事者の衛生管理</p>

改 正	現 行
	<p>(1) <u>営業者は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意し、必要に応じて健康診断を受けさせる等、従事者の健康管理を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>営業者は、保健福祉事務所長又は藤沢市若しくは茅ヶ崎市が設置する保健所の長から検便を受けるべき旨の指示があったときは、従事者に検便を受けさせること。</u></p> <p>5 <u>衛生措置</u></p> <p>(1) <u>施設及びその周囲は、衛生上支障がないように清潔に保ち、排水がよく行われるよう管理すること。</u></p> <p>(2) <u>食品等を取り扱う室（以下「食品等取扱室」という。）は、常に清潔に保ち、採光、照明及び換気を十分にすること。</u></p> <p>(3) <u>食品等を取り扱う設備は、常に点検整備し、衛生的に保つよう管理すること。</u></p> <p>(4) <u>給水設備は、常に飲用に適する水が供給されるよう管理すること。</u></p> <p>(5) <u>廃棄物及び排水は、適正な方法で処理すること。</u></p> <p>(6) <u>食品等は、当該食品等に適した状態及び方法で衛生的に製造し、加工し、調理し、保存し、運搬し、陳列し、又は販売すること。</u></p> <p>(7) <u>取り扱う食品等の量は、施設の規模、設備の能力、人的構成等に応じた適正な量とすること。</u></p> <p>6 <u>危害分析・重要管理点方式を用いた衛生措置</u></p> <p>(1) <u>食品衛生管理者、食品衛生責任者その他の営業者の取り扱う食品等についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。</u></p> <p>(2) <u>営業者の取り扱う食品等の安全性に関する必要な事項が記載された製品説明書及び当該食品等の製造、加工、調理、販売等の全ての工程が記載された工程一覧図を作成すること。</u></p> <p>(3) <u>(2)の工程における全ての潜在的な危害の原因となる物質を列挙し、危害分析を実施して特定された危害の原因となる物質を管理すること。</u></p> <p>7 <u>記録の作成及び保存</u></p> <p>(1) <u>営業者は、その取り扱う食品等の仕入先、製造、加工、調理、販売等の過程における状態及び販売先に関する記録を作成し、これを保存するよう努めること。</u></p> <p>(2) <u>営業者は、前項(3)の危害の原因となる物質の管理に関する記録を作成し、これを保存すること。</u></p> <p>8 <u>食品等の回収</u></p> <p>(1) <u>営業者は、保健福祉事務所長又は藤沢市若しくは茅ヶ崎市が設置する保健所の長から食品等の回収の命令があった場合において当該回収を適確かつ迅速に行うことができるよう、当該回収の方法を定めること。</u></p>

改正	現 行
(削除)	<p>(2) 営業者は、保健福祉事務所長又は藤沢市若しくは茅ヶ崎市が設置する保健所の長の命令により食品等の回収をしたときは、回収後、当該食品等の廃棄その他の必要な措置を適確かつ迅速に行うことができるよう、当該食品等をそれ以外の食品等と明確に区別して保管すること。</p> <p>9 情報の提供</p> <p>(1) 営業者は、その取り扱う食品等により消費者の健康被害が発生するおそれがあることを知ったときは、消費者に対して、当該食品等の名称、製造又は加工の年月日、販売先、販売の年月日等当該食品等に起因する消費者の健康被害の発生を防止するために必要な情報の提供を行うよう努めること。</p> <p>(2) 営業者は、その取り扱う食品等に起因する消費者の健康被害（医師の診察の結果、当該食品等に起因し、又はその疑いがあると診断されたものに限る。）の発生又はその取り扱う食品等が法に違反するものであることを知ったときは、保健福祉事務所長又は藤沢市若しくは茅ヶ崎市が設置する保健所の長に対して、速やかに、当該食品等に係る情報の提供を行うこと。</p> <p>(3) 営業者は、その取り扱う食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の食品衛生上の問題があることを知った場合であって、消費者の健康被害につながるおそれが否定できないときは、保健福祉事務所長又は藤沢市若しくは茅ヶ崎市が設置する保健所の長に対して、速やかに、当該食品等に係る情報の提供を行うこと。</p>
	<p>別表第2（第2条関係）</p> <p>1 食品衛生責任者</p> <p>(1) 営業者は、施設又は営業の部門ごとに食品衛生責任者を置くこと。</p> <p>(2) 営業者は、従事者のうちから食品衛生責任者を定め、又は自ら食品衛生責任者となること。</p> <p>(3) 食品衛生責任者は、食品衛生上の管理運営に当たるものとする。ただし、食品衛生管理者が管理する事項にあつては、この限りでない。</p> <p>(4) 食品衛生責任者は、食品衛生上の管理運営に関し不備又は不適當な事項を発見したときは、営業者にその改善を進言すること。</p> <p>(5) (4)の進言があつたときは、営業者は、速やかに当該事項を検討し、必要な措置を講ずること。</p> <p>(6) 食品衛生責任者は、保健福祉事務所長若しくは藤沢市若しくは茅ヶ崎市が設置する保健所の長又は公共的団体の行う食品衛生に関する講習会を受講すること。</p> <p>2 管理運営要領</p> <p>(1) 営業者は、管理運営要領を作成し、従事者に周知徹底させること。</p> <p>(2) 営業者は、定期的に管理運営要領を検証し、</p>

改 正	現 行
	<p>必要に応じ管理運営要領の変更を行うこと。</p> <p>3 従事者の衛生教育</p> <p>(1) 営業者又は食品衛生責任者は、従事者由来の食中毒病因微生物による汚染が防止され、及び食品等の製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるよう従事者の衛生教育に努めること。</p> <p>(2) 営業者は、保健福祉事務所長、藤沢市又は茅ヶ崎市が設置する保健所の長その他の者が行う食品衛生に関する講習会等に従事者を出席させるよう努めること。</p> <p>4 従事者の衛生管理</p> <p>(1) 営業者は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意し、必要に応じて健康診断を受けさせる等、従事者の健康管理を行うこと。</p> <p>(2) 営業者は、保健福祉事務所長又は藤沢市若しくは茅ヶ崎市が設置する保健所の長から検便を受けるべき旨の指示があったときは、従事者に検便を受けさせること。</p> <p>5 衛生措置</p> <p>(1) 施設及びその周囲は、衛生上支障がないように清潔に保ち、排水がよく行われるよう管理すること。</p> <p>(2) 食品等取扱室は、常に清潔に保ち、採光、照明及び換気を十分にすること。</p> <p>(3) 食品等を取り扱う設備は、常に点検整備し、衛生的に保つよう管理すること。</p> <p>(4) 給水設備は、常に飲用に適する水が供給されるよう管理すること。</p> <p>(5) 廃棄物及び排水は、適正な方法で処理すること。</p> <p>(6) 食品等は、当該食品等に適した状態及び方法で衛生的に製造し、加工し、調理し、保存し、運搬し、陳列し、又は販売すること。</p> <p>(7) 取り扱う食品等の量は、施設の規模、設備の能力、人的構成等に応じた適正な量とすること。</p> <p>6 記録の作成及び保存</p> <p>営業者は、その取り扱う食品等の仕入先、製造、加工、調理、販売等の過程における状態及び販売先に関する記録を作成し、これを保存するよう努めること。</p> <p>7 食品等の回収</p> <p>(1) 営業者は、保健福祉事務所長又は藤沢市若しくは茅ヶ崎市が設置する保健所の長から食品等の回収の命令があった場合において当該回収を適確かつ迅速に行うことができるよう、当該回収の方法を定めること。</p> <p>(2) 営業者は、保健福祉事務所長又は藤沢市若しくは茅ヶ崎市が設置する保健所の長の命令により食品等の回収をしたときは、回収後、当該食品等の廃棄その他の必要な措置を適確かつ迅速に行うことができるよう、当該食品等をそれ以外の</p>

改正	現行
	<p><u>食品等と明確に区別して保管すること。</u></p> <p>8 <u>情報の提供</u></p> <p>(1) <u>営業者は、その取り扱う食品等により消費者の健康被害が発生するおそれがあることを知ったときは、消費者に対して、当該食品等の名称、製造又は加工の年月日、販売先、販売の年月日等当該食品等に起因する消費者の健康被害の発生を防止するために必要な情報の提供を行うよう努めること。</u></p> <p>(2) <u>営業者は、その取り扱う食品等に起因する消費者の健康被害（医師の診察の結果、当該食品等に起因し、又はその疑いがあると診断されたものに限る。）の発生又はその取り扱う食品等が法に違反するものであることを知ったときは、保健福祉事務所長又は藤沢市若しくは茅ヶ崎市が設置する保健所の長に対して、速やかに、当該食品等に係る情報の提供を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>営業者は、その取り扱う食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の食品衛生上の問題があることを知った場合であって、消費者の健康被害につながるおそれが否定できないときは、保健福祉事務所長又は藤沢市若しくは茅ヶ崎市が設置する保健所の長に対して、速やかに、当該食品等に係る情報の提供を行うこと。</u></p>
別表第1（第2条関係）	別表第3（第3条関係）
<p>1 自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）及び自動販売機を利用して行う営業を除く営業</p> <p>(1) 共通基準</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ <u>食品、添加物、器具及び容器包装（以下「食品等」という。）を取り扱う室（飲食店営業及び喫茶店営業の場合は、調理室に限る。）は、次のとおりであること。</u></p> <p>(ア)～(ケ)（略）</p> <p>エ～ク（略）</p> <p>(2)～(25)（略）</p> <p>(26) <u>しょうゆ製造業</u> 施設には、原料保存室、製造室及び製品保存室が設けられていること。</p> <p>(27)～(31)（略）</p> <p>(32) <u>そうざい製造業</u></p> <p>ア <u>そうざい製造業</u> 施設には、原料保存室、原料処理室、製造室及び製品保存室が設けられていること。</p> <p>イ 生食用食肉の加工又は調理を行う場合の<u>そうざい製造業</u> (ア)～(キ)（略）</p> <p>(33)・(34)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 自動販売機を利用して行う営業</p>	<p>1 自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）及び自動販売機を利用して行う営業を除く営業</p> <p>(1) 共通基準</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ <u>食品等取扱室（飲食店営業及び喫茶店営業の場合は、調理室に限る。）は、次のとおりであること。</u></p> <p>(ア)～(ケ)（略）</p> <p>エ～ク（略）</p> <p>(2)～(25)（略）</p> <p>(26) <u>しょう油製造業</u> 施設には、原料保存室、製造室及び製品保存室が設けられていること。</p> <p>(27)～(31)（略）</p> <p>(32) <u>総菜製造業</u></p> <p>ア <u>総菜製造業</u> 施設には、原料保存室、原料処理室、製造室及び製品保存室が設けられていること。</p> <p>イ 生食用食肉の加工又は調理を行う場合の<u>総菜製造業</u> (ア)～(キ)（略）</p> <p>(33)・(34)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 自動販売機を利用して行う営業</p>

改 正			現 行		
(1) 共通基準 <u>自動販売機を設置する場所</u> は、次のとおりであること。 ア～エ (略)			(1) 共通基準 <u>設置場所</u> は、次のとおりであること。 ア～エ (略)		
(2) 飲食店営業、喫茶店営業及び冰雪製造業 ア <u>自動販売機を設置する場所</u> には、使用に便利な位置に流水式洗浄設備が設けられていること。 イ (略)			(2) 飲食店営業、喫茶店営業及び冰雪製造業 ア <u>設置場所</u> には、使用に便利な位置に流水式洗浄設備が設けられていること。 イ (略)		
(3) (略)			(3) (略)		
別表第2 (第5条関係)			別表第4 (第6条関係)		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～28 (略)	(略)	(略)	1～28 (略)	(略)	(略)
29 法第52条第1項の規定に基づく <u>しょうゆ製造業の許可の申請に対する審査</u>	<u>しょうゆ製造業許可申請手数料</u>	1万6,060円	29 法第52条第1項の規定に基づく <u>しょう油製造業の許可の申請に対する審査</u>	<u>しょう油製造業許可申請手数料</u>	1万6,060円
30～33 (略)	(略)	(略)	30～33 (略)	(略)	(略)
34 法第52条第1項の規定に基づく <u>麺類製造業の許可の申請に対する審査</u>	<u>麺類製造業許可申請手数料</u>	1万4,060円	34 法第52条第1項の規定に基づく <u>めん類製造業の許可の申請に対する審査</u>	<u>めん類製造業許可申請手数料</u>	1万4,060円
35 法第52条第1項の規定に基づく <u>そうざい製造業の許可の申請に対する審査</u>	<u>そうざい製造業許可申請手数料</u>	2万1,060円	35 法第52条第1項の規定に基づく <u>総菜製造業の許可の申請に対する審査</u>	<u>総菜製造業許可申請手数料</u>	2万1,060円
36・37 (略)	(略)	(略)	36・37 (略)	(略)	(略)

事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表

改 正		現 行	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
1～105 (略)	(略)	1～105 (略)	(略)
(削除)		<u>106 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（平成12年神奈川県条例第8号）の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</u>	<u>藤沢市及び茅ヶ崎市</u>
107～160 (略)	(略)	107～160 (略)	(略)



